

平成23年9月8日
土地・建設産業局建設業課
入札制度企画指導室

公正・中立な第三者の活用モデル事業の対象工事の募集について

【概要】

国土交通省では、建設工事における発注者と受注者の間の対等性の向上、請負契約における発注者と受注者双方の認識の不一致や疑問から発生するおそれのあるトラブルの未然防止や迅速な解決のため、契約の当事者から中立的な第三者（弁護士、技術者等）の活用を促進しています。

このため、第三者の活用による効果の検証や、第三者の活用に関する仕組みの具体化等を目的として、公的機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）が発注する建設工事に公正・中立な第三者を派遣する「公正・中立な第三者の活用モデル事業」を昨年度に引き続き、今年度においても実施することとしており、今般、その対象となる工事を募集することとしました。

募集期間は、平成23年9月8日（木）から平成23年10月31日（月）までです（※募集期間後であっても、相談に応じます）。積極的な応募をよろしく願います。

【モデル事業への応募方法及び実施方法】

モデル事業への応募方法及びモデル事業の実施方法は、別紙「公正・中立な第三者の活用モデル事業 実施要領」によります。発注者及び受注者（公的機関が発注する建設工事を元請で受注した建設企業）が申込することが可能ですが、受注者が申込可能となるのは公的機関が発注する建設工事で契約締結後の工事となります。

【モデル事業の対象工事として選定された場合に依頼する事項の概要】

○発注者に依頼する事項

- ・対象工事に関する資料の提供

○発注者及び受注者に依頼する事項

- ・対象工事に派遣する公正・中立な第三者の受け入れ（1～2回を予定）
- ・第三者の活用による効果の検証及び課題整理のためのヒアリング等への対応

【実施要領や申込書につきましては、こちらのURLをご参照ください。】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr1_000020.html